

長井法人会 情報

N027-⑫平成27年12月25日発行

今年一年、大変お世話になり誠にありがとうございました。
来年もどうぞ宜しくお願い致します。

1

睦月（むつき） お互いに往来して、むつまじくする事からの意味です。



1月の事務チェックポイント

- 年末調整に間に合わなかった保険料の払込証明書等の提出を督促する。
- 年末調整後、12月31日までに子供が生まれたり、新たに保険に入ったりして繰控除の異動があった社員については、年末調整のやり直しを行う。
- 28年分の「扶養控除等申告書」を配付し、申告させる。記載事項をチェックした上で、源泉徴収簿（賃金台帳）に所定事項を転記しておく。
- 12月に賞与を支給した所は、今月納付する健保の保険料は特別保険料を上乗せしたものとなる。
- 給与所得の源泉徴収票を本人に交付する。
- 年賀状の返礼、得意先等の住所録の書きかえ、整理をする。
- 暦年で区分している文書類は、早めに整理して保管する。
- 官公庁に提出している諸届・許認可申請書の見直しや点検を行う。

1月の税務

提出期限	チェック欄	内 容
1月12日		前年12月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
		給与所得者の扶養控除申告書の提出
		給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表及び支払調書の提出
		給与支払報告書の提出
		源泉徴収票の交付
2月1日		前年11月決算法人の確定申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税＞
		5月決算法人の中間申告＜法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税＞（半期分）
		消費税の年税額が400万円超の2月、5月、8月決算法人の3月ごとの中間申告＜消費税・地方消費税＞
		消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（9月決算法人は2ヶ月分）＜消費税・地方消費税＞
		固定資産税の償却資産に関する申告
		個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第4期分）

●事前にチェックをし、提出漏れを防ぎましょう！

（公社）長井法人会 TEL88-3960 FAX88-3823

法定調書の作成・提出は e-Tax で！！

e-Tax（国税電子申告・納税システム）による提出

自宅やオフィス、税理士事務所からインターネットを利用して定調書や合計表の提出ができるので、税務署への送付や持参の必要がなく大変便利です。

詳しい情報は、e-Tax ホームページをご覧ください。

<http://www.e-tax.nta.go.jp>

新春講演会のご案内（共催）

日時 平成28年 **1月13日（水）**

午後3時30分～5時00分

会場 タスパークホテル（聴講無料）

講師 萩谷順氏（法政大学法学部教授・ジャーナリスト）

演題 「日本の未来と地方の行方」

主催 長井商工会議所